

令和5年度タイプロモーション企画運営等業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度タイプロモーション企画運営等業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策が緩和されて以降、訪日観光客の回復傾向が顕著になっている。

この機を逸することなく、本県の有望なターゲットエリアであるタイにて佐賀県の魅力を総合的にPRすることで、インバウンドの回復を後押しするとともに、県産品の輸出拡大などを図る。

3 履行期間

契約締結日から令和6(2024)年3月31日(金)まで

4 業務内容

(1) 企画・管理等

① 概要

- ・ 下記4(2)「佐賀県PRレセプションの開催」にかかる企画や業務の進行管理等を行う。
- ・ 移動や関係先訪問及びその準備のために必要な車両及び通訳の手配を行う。

手配内容	数量(想定)
借り上げ車両 (運転手含む)	・アルファードクラス 1台(2泊3日) ・ハイエースクラス(10~12人乗り) 1台 (3泊4日)
通訳	・S級1人(3日) ・A級3人(1日)

② 条件

- ・ 本業務について実施責任者を配置すること
- ・ 事業実施にあたっては県と定期的に協議を行うこととし、協議の内容に基づき会場側との打ち合わせや県の関係所属等とのブース出展等にかかる調整を行うこと
- ・ 必要に応じて、事前の現地確認や調整を行うこと

(2) 佐賀県 PR レセプションの開催

① 概要

- ・ 開催期日：令和 6 (2024)年 2 月上旬で県が定める日 (1 日)
- ・ 会場：バンコク市内のホテル等
- ・ 参加者：約 200 名を想定
- ・ 主な内容：県知事によるプレゼンテーション
来賓あいさつ、乾杯、懇談 など

② 条件

- ・ 現地での対応を含めた本業務の実施責任者を配置すること
- ・ 会場やレセプションの開催・進行に必要な手配を行うこと
- ・ 招待状の作成、発送を行うこと
(発送先は約 300 名、招待者の選定等は県で行う)
- ・ レセプションの運営に必要な人員、音響機器及びプレゼンテーション等の実施のために必要な各種機材等を用意すること
- ・ 日本語及びタイ語に通じた司会者を配置すること
- ・ 県産食材・酒を用いたレセプションメニューを提供すること (食材等の調達を含む)
- ・ 佐賀県の観光地、県産品などを紹介・体感できるブース等を設営すること
- ・ 佐賀県の伝統芸能等のアトラクションを手配すること
- ・ 吊り看板など会場の装飾を行うこと
- ・ 参加者全員への手土産 (佐賀県産品) を調達すること
- ・ 日本からの PR 資材や什器などの輸送にかかる一切の業務を行うこと
- ・ その他、レセプションの効果的な演出について企画提案を行うこと

5 委託料の支払い

完了払 (前金払可能)

6 成果物

本業務の実施内容、出席者数などの各種実績及び当日の様子が分かる写真などを盛り込んだ業務完了報告書を紙媒体 (1 部) 及びデータにて提出すること。

7 留意事項

- ・ 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール及び業務実施体制図等を作成し、県の承

認を得て業務を実施すること。また、業務の実施にあたっては、進捗状況等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県との打ち合わせを行うこと。

- ・ 受託者は、県の意図及び本業務の目的を十分理解した上で、本業務を統括する責任者と当業務の担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、業務遂行にあたっては、感染拡大の状況に応じて県とも協議し、業務内容の見直し等も含めて柔軟に対応すること。
- ・ 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- ・ 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- ・ 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・ 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- ・ 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）及び購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。
- ・ 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本事業の一部について、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うものとする。
- ・ 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払うこと。また、個人情報を取り扱うにあたっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。